

## 在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄（抄）本の提出について

2025年3月18日

1 2025年3月24日（月）午前0時（米国西部標準時）から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。

2 これまでは、当館において旅券（新規発給、記載事項の変更）及び身分事項に関する証明等（出生証明、婚姻証明等）を申請する際は戸籍謄本（証明については戸籍抄本を含む）の提出を必要としていましたが、上記日時から戸籍謄本に代わり、日本の市区町村やマイナポータル上で取得した「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を提示し申請することが可能となります（従来どおり、紙の戸籍謄本での申請も可能です）。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）です。マイナポータル上（無料）又は市区町村窓口（有料）で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市区町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下のサイトに公開される予定です（3月24日予定）。 <https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

3 「在留届オンライン（ORRネット）」から旅券及び証明のオンライン申請をする際も、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出することも可能となります。旅券オンライン申請に関しては、「符号」を入力せずにオンライン申請を行い、窓口等においても、「符号」の提示が可能です。証明オンライン申請については戸籍謄本のデータをアップロードし提出も可能です。

4 窓口で「符号」を提示し申請する場合、当館で「戸籍電子証明書」を確認するために最大1時間を要します。その間、お待ち頂くこととなるため、窓口で申請の際は時間に余裕をもってご来館ください。

（参考）

### ●旅券のオンライン申請

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22\\_004039.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html)

### ●証明のオンライン申請

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23\\_004157.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html)

（了）